

エンドユーザライセンス契約書

重要：ライセンサーは、本エンドユーザライセンス契約（以下「本契約」といいます。）に基づき、ライセンサーにライセンスソフトウェアを提供します。本契約は、ライセンサーが行う、該当する製品注文書に記載するバージョンのライセンスソフトウェアのインストール及び使用に適用され、また、これを製品注文書によらずして取得した場合は、ライセンサーがライセンスソフトウェアをインストール又は使用したときに、本契約を受諾したことになります。本契約条件は、ライセンスソフトウェアの前のバージョンに添付されていた契約とは異なることがあります。本ソフトウェアの使用について別途制限が設けられていることがあるため、使用する前に本契約を注意深くお読みください。本契約は、他の契約が、従前のライセンスソフトウェアに組み込まれていた場合であっても、署名済みの契約（基本契約及びポートフォリオ条件を含みますが、これらに限られません。ただし、製品注文書に異なる合意事項が明示的に定められている場合、又は異なる合意事項が本契約に関連するバージョンのライセンスソフトウェアに適用される旨を明記した契約を両当事者が締結している場合はこの限りではありません。）や、ライセンスソフトウェア等と共に提供されたクリックラップ契約（これら条件を「その他契約」といいます。）の一部として、ライセンサーによるライセンスソフトウェアの使用に関してライセンサーに提示された（書面によると、口頭によるとを問いません。）他の条件に優先するものとします。ライセンサーは、随時本契約を更新し、修正し及び/又は変更することができ、また、当該更新が行われた契約をライセンスソフトウェアの今後のバージョンに含んだり、組み込んだりすることができます。ご質問がある場合には、Micro Focus の法務部（LEGALDEPT@MICROFOCUS.COM.）までご連絡ください。

本契約を締結しても、販売取引を行ったことにはなりません。ソフトウェア製品のライセンスの販売は、（製品注文書に別段の記載がない限り）本契約の条件を含む製品注文書に基づき行われます。

本契約において「 」付きの語は、次に定義するとおりとします。

「**追加ライセンスの許諾**」又は「**ALA**」とは、ライセンサーの特定のソフトウェア製品（非製品版ライセンスガイドに定める非本番番使用権の要件を含みます。）及び当該製品に使用可能なライセンスオプションの許諾範囲内の使用に適用される、明確な追加ソフトウェアライセンス条件、並びに特定のライセンスオプションに適用される追加的条件（これら全ての条件は、本契約の一部をなすものとします。）をいいます。該当するライセンスソフトウェアの追加ライセンスの許諾は、本契約に添付するか、又は <https://software.microfocus.com/en-us/about/software-licensing> において、名称及びバージョンで検索することができます。本契約において、「追加ライセンスの許諾」又は「ALA」の記載は全て、ライセンスソフトウェアのバージョンに対応する ALA をいうものとします。

「**ドキュメンテーション**」とは、ライセンサーが、電子的形態又は紙ベースで、ライセンスソフトウェア向けに提供するユーザドキュメンテーションをいいます。

「**ライセンサー**」とは、該当する製品注文書に明示する、又はライセンス製品のライセンスを合法的に受けた法人又は個人をいいます。

「**ライセンスオプション**」とは、特定のソフトウェア製品（指定ユーザライセンス、同時使用ユーザライセンス又はサーバーライセンス等）に使用することのできる類のライセンスをいいます。ライセンスオプションは、ALA の外、製品注文書又はライセンサー及びライセンサーが書面で締結した契約書に定めることがあります。

「**ライセンサー**」とは、該当する Micro Focus の事業体及びその関連会社であって、ライセンス製品に対する知的財産権を保有するものをいいます。

「**ライセンス製品**」とは、ライセンスソフトウェア及びドキュメンテーションをいいます。

「**ライセンスソフトウェア**」とは、製品注文書に記載する、又はライセンサーに提供され若しくはライセンサーが正当に取得したライセンサーのソフトウェアの実行可能なバージョンをいいます。本契約は、以下第 4 条に記載する別途のサポート・保守契約に従いライセンサーが受領するライセンスソフトウェアの更新版の使用に適用されます。ただし、当該更新版に異なるエンドユーザライセンス契約が含まれ、これが付随し又は特にこの適用を受けるときは、この限りではありません。

「**製品注文書**」とは、(i) ライセンスソフトウェア向けに購入するライセンスオプションが記載された、ライセンサーにより提供された文書であって、(ii) (a) 書面又は(b) ライセンスソフトウェアのライセンサーへの引渡し of the どちらか（早期に行われた方）により、ライセンサーが受領した文書からなる、両当事者間の契約をいいます。製品注文書は、(i) 購入するライセンスソフトウェア向けのライセンスオプションを記載し、かつ、(ii) (a) ライセンサーの権限ある代表者が署名をした見積書（以下に定義します。）の返送、(b) 当該見積書を引用する購入注文書の発行（見積書が、この方法による受諾を明示的に認めている場合。）、(c) ライセンサーによるライセンサーへの見積書に定める料金の支払いのいずれかの方法により、注文書が失効する前にライセンサーが受諾した、ライセンサーが発行する書面による見積もり又はその他文書（以下「**見積書**」といいます。）からなることもあります。関連製品注文書に別段の明示の定めのある場合を除き、各製品注文書には、本契約の条件を組み込むものとし、いかなる場合においても、購入注文書又はライセンサーが本契約若しくは製品注文書に関連して発行した同様の文書に定める異なる条件又は追加的条件が適用されることはなく、当該追加的条件又は異なる条件はライセンサーが拒否するものとします。本条項において、「**ライセンサー**」には、上に定義した Micro Focus 関連法人、その認定販売代理店及び再販業者も含まれます。ライセンサーの認定販売代理店又は再販業者が受諾した製品注文書に、矛盾する又は追加的条件の定めがあった場合、当該条件は、該当する Micro Focus の法人の書面による同意のある場合を除き、無効とします。

「**第三者コンポーネント**」とは、ライセンスソフトウェアに組み込まれることのある、第三者が所有する又は第三者がライセンサーにライセンスを付与したランタイム又はその他の要素（オープンソースコード及びオープンソース要素を除きます。）をいいます。

「**第三者ソフトウェア**」とは、ドキュメンテーション又はライセンスソフトウェアに付属するファイルに定める、第三者が所有する又は第三者がライセンスを付与した追加ソフトウェア又は付属ソフトウェア（Adobe Acrobat や Microsoft Internet Explorer 等。ただし、オープンソースコード及びオープンソース要素を除きます。）をいいます。

「**保証期間**」とは、ライセンスソフトウェアをライセンサーに引き渡した日（ライセンスソフトウェアは、これが物理的にライセンサーの EXWORKS に引き渡されたとき又はライセンサーによるダウンロードが可能となったときに、引き渡されたものとみなします。）から 90 日間をいいます。

1. ライセンスの付与及びライセンス条件

- A. ライセンスの付与 ライセンシーが本契約条件を遵守すること（適用料金の支払いを含みますが、これに限られません。）を条件として、ライセンサーは、もっぱら、ライセンシーの社内業務活動、機能及び利益のために（ライセンスソフトウェアの商品化、ライセンシーの関連会社若しくは子会社又は第三者へのサービス又は利益の提供を目的とするものではありません。）、ALA に定めるライセンスオプションにより許諾されたライセンスソフトウェアを使用する、個人的、譲渡不能、サブライセンス不能かつ非独占的なライセンスをライセンシーに付与するものとします。ライセンス期間中、ライセンシーは、(i) 社内保護措置を講じ、ライセンス製品及び関連サポート・保守にかかる不正なコピー、配布、インストール、使用若しくはアクセス又は本契約に対するその他の違反を防止すること、並びに(ii) 記録媒体又はハードウェアを処分する前に、必要なあらゆる措置を講じて、ライセンスソフトウェアコード、プログラム、ドキュメンテーション及びライセンサーのその他専有情報を全て破棄し又は消去することに同意するものとします。ライセンサーは、ライセンスソフトウェアの起動及び使用に必要なライセンスキーを提供します。ライセンサーは、ライセンスキーの喪失又は破損について責任を負うことはなく、また、ライセンスキーの交換又は新規ライセンスキーの発行を行う義務も負いません。ただし、(1) ライセンシーが、特に新規若しくは代替キーの発行を対象とする該当するライセンスソフトウェア向けのサポート・保守プランを購入し、(2) ライセンスソフトウェアの該当バージョンが、ライセンサーによる販売可能な場合は、この限りではありません。ライセンシーが、当該サポート・保守プランの購入を行っていない場合、代替又は新規ライセンスキーは、該当する新規ライセンスのその時点において有効な定価で購入することができます。
- B. 評価ライセンス もっぱら評価目的でライセンシーに提供されたライセンスソフトウェア（以下「評価ライセンス」といいます。）については、矛盾が生じた場合には、本 1B 条は、本契約の他のあらゆる条項に優先します。評価ライセンスは、ライセンスソフトウェアがライセンシーに提供された日から 30 日未満の期間（以下「評価期間」といいます。）、使用することができるものとします。ただし、ライセンサーが、書面で異なる期間を指定した場合を除きます。評価ライセンスは、開発、商用又は生産目的ではなく、ライセンシーによる一つのコンピュータシステムにかかる社内評価及び試験目的に限り使用することができます。評価ライセンスの対象となるライセンスソフトウェアについては、(i) ライセンシーは、ライセンス製品の複製若しくは配布を行うことはできず、また、(ii) ライセンシーが、ライセンスソフトウェア上で又はこれを使用して行ったベンチマーク試験又はその他性能試験の結果は、ライセンサーの事前の書面による同意なく第三者に開示することはできないものとします。評価期間中はいつでも又はその完了時に、ライセンシーは、ライセンサーへの書面による通知をもって、適用あるライセンス料を支払った上、評価ライセンスを評価目的に制限されないライセンスソフトウェアを使用するためのライセンスと交換することができます。ライセンシーが当該通知を怠った場合、評価ライセンスは、評価期間終了時に自動的に終了するものとし、ライセンシーは、当該ライセンスソフトウェアを全て返還し、又はライセンサーの指示に応じて削除及び破棄した上、本条を遵守している旨の確認書をライセンサーに提出するものとします。ライセンシーからの書面による要求に応じて、ライセンサーは、独自の裁量により、評価期間が満了する前に、ライセンシーに書面でその延長を認めることがあります。サポート・保守の一環として提供されたライセンスソフトウェアの更新版を除き、ライセンサーが無償で提供したライセンスソフトウェアは、評価目的に限り提供されたものとみなします。評価ライセンスに基づき提供されるライセンスソフトウェアは、ライセンサーが保守及びサポートの契約上の義務を負うことなく、また、黙示又は明示の保証なく「現状有姿」で提供されます。

C. バンドル/スイート ライセンスソフトウェアのライセンスの付与が、複数の製品のバンドル又はスイートで行われ、該当する製品注文書に、バンドル又はスイートとしてライセンスオプション及びライセンス数が指定されている場合（バンドル又はスイートの各製品コンポーネントではありません。）、バンドル又はスイートの各製品にかかる当該ライセンスの種類及びライセンス数は同じものとします。例えば、バンドル又はスイートの各製品は、ユーザライセンス（ユーザベースのライセンス）を1つしか購入していない場合には、複数のユーザが使用することはできず、また、デバイスライセンス又はサーバーライセンス（デバイス又はサーバーベースのライセンス）を1つしか購入していない場合には、複数のデバイス又はサーバーにインストールすることはできません。

2. **使用制限** 該当する ALA に別段の明示の許可のある場合を除き、ライセンシーは、直接又は間接的に、以下の各事項を行わないことに同意するものとします。

- A. ライセンサーに適用料金を支払うことなく、ライセンスソフトウェアの全部又は一部（一部分、機能、性能又はユーザインタフェース等）をコピーし、配布し又は使用すること
- B. ライセンスソフトウェアをサービスとして、タイムシェアリング、設備管理、アウトソーシング、ホスティング、サービス機関による使用を目的として、また、第三者に他のアプリケーションサービス（ASP）又はデータ処理サービス等を提供することを目的として使用すること、若しくは、別途ライセンスソフトウェアの販売契約を締結することなく、また、ライセンサーに要求された追加料金を支払うことなく、第三者によるライセンスソフトウェアの使用を認め、第三者によるアクセス又は第三者の利益を目的とした使用を認めること
- C. ライセンスソフトウェアの二次的著作物を変更し若しくはこれを作成し、又はライセンスソフトウェアの解釈、翻訳、逆アSEMBル、再コンパイル、逆コンパイル若しくはリバースエンジニアリングを行い、又はこれを試みる（準拠法により当該行為が認められる場合はこの限りではなく、この場合、ライセンシーは、当該行為の詳細情報をライセンサーに提供しなければなりません。）
- D. ライセンスソフトウェア上の又はこれに組み込まれた所有権通知又はラベルを変更し、破棄し又は除去すること
- E. 本契約又は ALA において特に認められた方法によらずして、ライセンスソフトウェアを使用すること
- F. 事前に、ライセンサーに適用あるライセンス料を支払い、ライセンサーの事前の書面による同意を得ることなく、第三者にライセンスソフトウェアを譲渡し、販売し、再販売し、ライセンスを付与し、賃貸し、リースし、サブライセンスを付与し、外部委託し又はその他の方法で移転すること
- G. 上記いずれかの行為を行う権限を第三者に与え、これを許可し又は指示すること。疑義を回避するため付言しますと、第三者には、契約者及びコンサルタント（もっぱらライセンシーへのサービスの提供を目的として使用する契約者及びコンサルタントを含みます。）、受託者、ライセンシーの関連会社及び子会社、親会社、並びに顧客及び一般人が含まれますが、これらに限られません。
- H. ライセンサーの事前の書面による同意なく、ライセンスソフトウェアの評価又はベンチマーキングについて公表し又はこれを第三者に開示すること

上記にかかわらず、ライセンシーは、(i) アーカイブ目的で、妥当な数のライセンスソフトウェアのバックアップコピーを作成すること、及び(ii) 妥当な数のドキュメンテーションのコピーを作成することができるものとします。ライセンシーは、全ての第三者サプライヤーの通知を含む、ライセンス製品の内外に表示されている著作権表示及びその他の所有権通知を全て複製するものとします。

3. **ライセンス期間** ライセンシーがサブスクリプション/有期ライセンスを購入した場合（この場合、ライセンス期間は製品注文書又は ALA に定めます。）を除き、本契約及び本契約に基づき付与されるライセンスソフトウェアのライセンス期間は、無期限とします。ただし、第 3 条に従い早期に解約される場合があります。ライセンシーが、サブスクリプション/有期ライセンスを購入した場合、当該ライセンスは、第 3 条に基づき早期終了する場合を除き、当該サブスクリプション/期間満了時に自動的に終了します。ライセンサーは、(i) ライセンシーが本契約のいずれかの条件に違反し、当該違反の詳細を述べたライセンサーの通知を受領後 10 日以内に違反を是正しなかった場合、(ii) ライセンシーが支払不能となり、管財人が指名された場合、あるいは、清算、破産若しくは同様の手続の申立てを行い若しくは申立てを受けた場合、又は(iii) ライセンシーが、ライセンサーの知的財産権を侵害し若しくはこれを濫用した場合は、ライセンシーに書面による終了通知を送付の上、直ちに、本契約及びその時点において有効なライセンシーとの全てのライセンスを終了することができます。当該終了により、ライセンサーが有する他の権利又は利用することのできる救済に影響が及ぶことはありません。当該終了と共に、ライセンスソフトウェアをインストールし、これにアクセスして使用するライセンシーのライセンスは直ちに終了し、ライセンシーは、自ら保有し又は支配する当該ライセンスソフトウェアの全てのコピーを破棄して消去し、本条を遵守している旨の証明書をライセンサーに提出するものとします。本契約が早期に終了した場合であっても、ライセンシーは、既に支払済みの料金について払戻し又は償還を受けることはできません。第 3 条（ライセンス期間）、第 6 条（保証の否認）、第 7 条（責任の制限）、第 8 条（ハイリスクユーザ）、第 9 条（所有権）、第 10 条（第三者ソフトウェア及びコンポーネント）、第 11 条（米国政府エンドユーザに対する通知）、第 12 条（ライセンス料及び支払条件）、第 13 条（監査）、第 15 条（プライバシー及びライセンシーの情報の使用）、第 16 条（ライセンシーの商標及びフィードバック）及び第 17 条（雑則）に定める両当事者の権利義務は、本契約の終了又は期間満了後も有効に存続するものとします。
4. **サポート及び保守** ライセンシーは、ライセンスソフトウェアの更新を受けることはできません。ただし、ライセンシーが、ライセンサーのその時点において適用される標準保守・サポート契約（<https://www.microfocus.com/support-and-services/maintenance-and-support-agreements/> から又はライセンシーの要求によりライセンサーから入手することができます。）に従い保守・サポートサービスを購入した場合は、この限りではありません。ライセンサーが提供する保守・サポートサービス（新規バージョン、バグの修正及びパッチを含みますが、これらに限られません。）には、当該契約が適用されます。ライセンシーは、いずれかのライセンスソフトウェアの保守・サポートを購入した場合、ライセンスオプションにかかわらず、ライセンスの対象となる当該ライセンスソフトウェア製品全てについて保守・サポートサービスを購入し又は常に最新の保守・サポートサービスを維持することに同意するものとします。
5. **限定保証** ライセンサーは、保証期間中、(i) ライセンスソフトウェアが媒体により提供されたときは、当該媒体は、通常使用において材料又は仕上がりには瑕疵がないこと、及び(ii) ライセンシーに引き渡されたライセンスソフトウェアのコピーが、全ての重要な点において、ドキュメンテーションに準拠していることを保証します。ライセンサーが提供した瑕疵ある媒体に対してライセンシーが有する唯一の排他的救済は、ライセンサーが行う当該瑕疵ある媒体の無償の修理又は交換とします。ただし、当該瑕疵ある媒体を、保証期間中にライセンサーに返還することを条件とします。保証期間中、上記保証の(ii)の部分を満たしていないことに対してライセンシーが有する唯一の排他的救済は、ライセンサーがライセンスソフトウェアの無償の修理又は交換を行って、ドキュメンテーションに実質上準拠するようにするか、若しくは、当該救済が経済的又は技術的に実行不可能であるとライセンサーが合理的に認めた場合は、ライセンシーは、当該ライセンスソフトウェアに対して支払ったライセンス料及

び保守費用の全額の払戻しを受けることができますものとしします。この払戻しを受けた場合、当該ライセンスソフトウェアを使用するライセンシーのライセンスは、直ちに終了します。ライセンスソフトウェア又は媒体の瑕疵が、(a) ドキュメンテーション、本契約又は ALA に準拠して使用しなかったこと、(b) ライセンシーの機器又はネットワークの故障、(c) 事故、怠慢又は濫用、(d) 権限のない者が提供したサービス、(e) ライセンシーが使用する、ライセンサーの提供品以外の他のソフトウェア又はライセンスソフトウェアが当該他のソフトウェアの利用を目的として設計されておらず又は当該他のソフトウェアの利用を目的としてライセンスが付与されていない場合、(f) 第三者コンポーネント以外の第三者ソフトウェア、(g) ライセンスソフトウェア又は媒体のライセンシーへの当初引渡し後に生じたその他の事由に起因するものである場合は、これらが直接ライセンサーに起因する場合を除き、本第 5 に定める保証は適用されません。ライセンサーは、保証期間外に行われた請求については、一切責任を負いません。上記の保証は、無償のライセンスソフトウェア、又はサポート及び保守に基づき提供された更新版には適用されません。上記の保証は、第三者コンポーネント以外の第三者ソフトウェアについては適用されることはなく、ライセンサーはあらゆる保証を否認します。本第 5 条に定める保証は、ライセンシーが、本契約のいずれかの条項の重大な違反を犯した場合には、適用されず、無効となります。

6. **保証の否認** 第 5 条に定める限定保証を除き、ライセンス製品は、一切保証を提供することなく「現状有姿」でライセンシーに提供されます。ライセンサーは、ライセンスソフトウェアの機能が、ライセンシーの要件を満たすこと、操作に中断がなく、意図する結果を達成できること、他のソフトウェア、アプリケーション又はシステムとの互換性があり又はこれらと共に動作すること、性能基準又は信頼性基準を満たすこと、エラーが生じないこと、若しくは、あらゆるエラー又は瑕疵の修正が行われることを保証するものではありません。本契約に定める場合を除き、また、法により許容される範囲内において、ライセンス製品にかかるその他全ての保証(商品性、品質、特定目的への適合性、権原及び権利侵害の不在にかかる黙示の保証、並びに取引、履行、使用又は取引慣行の過程において生じ得る保証が含まれますが、これらに限られません。)は、明示又は黙示の保証であると、法定の保証等であるとを問わず、ライセンサー並びにその第三者サプライヤー及び関連会社は明示的にこれを否認します。ライセンシーは、自ら意図する結果を得るためのライセンスソフトウェアの選択、ライセンスソフトウェアのインストール及び/又は使用並びにこれにより得られる結果について責任を負うことを確認します。

7. 責任の制限

- A. **総額の上限** ライセンサー、その関連会社若しくはその各ライセンサー、又は本契約上の若しくはこれに関連するサービスプロバイダの責任の累計総額は、該当する請求が生じる原因となった保守及びサポートの当初期間に、ライセンシーがライセンスソフトウェアに対して支払った額を超えることは一切ないものとしします。
- B. **責任の免除** ライセンサー、その関連会社又はこれらの各ライセンサー若しくはサービスプロバイダーは、たとえ当該損害の発生可能性につき事前に知らされていた場合であっても、また、本契約に起因して生じたと、これに関連して生じたとを問わず、間接的、特別の、付随的、派生的、懲罰的又は同様の損害、利益の損失、事業の喪失、データの消失、プログラムの消失(当該データ又はプログラムの復帰又は交換費用を含みますが、これらに限られません。)、ライセンスソフトウェアの中断、遅延又は使用不能により生じた損失、損害又は費用については一切責任を負いません。
- C. **範囲** 本第 7 条の制限及び除外は、契約違反、保証違反、怠慢、無過失責任、虚偽表示その他不法行為を含みますが、これらに限られず、あらゆる訴訟の原因に適用されます。当該制限及び除外は、ライセンサー、その親会社、関連会社、子会社及び各々の従業員、契約者、サプライヤー全てに適用されます。上記にかかわらず、本第 7 条のいずれの定めによっても、故意による失当行為又は詐欺的不実表示に対する責任が免除されることはありません。

- D. **排他的救済** 本契約におけるライセンシーの救済は、ライセンシーの排他的救済とします。ライセンシーは、本契約を締結するにあたり、本契約に明示的に定めるものを除き、いかなる表明事項(書面によると、口頭によるとを問いません。)にも依拠していないことに同意します。
- E. **重要な目的** さらに、ライセンシーは、本第7条に定める制限及び除外は、法により許容される最大限において適用され、本契約の重要な要素であること、また、当該制限及び除外がなければ、本契約に定める価格設定等の条件は、著しく異なると思われることを確認するものとします。本第7条に定める制限及び除外は、本契約に基づくライセンシーの救済によりその重要な目的を達成することができない場合であっても、適用されるものとします。
- F. **フリーソフトウェア** ライセンサーが、法により許容される限度において、無償で又は評価ライセンスに基づきライセンスソフトウェアをライセンシーに提供した場合、ライセンサーは、ライセンシーに提供したライセンスソフトウェアにより、ライセンシー、その顧客又は第三者に生じたあらゆる損失又は損害について一切責任を負いません。
8. **ハイリスクユーザ** ライセンスソフトウェアには耐故障性はなく、また、ライセンスソフトウェアの故障により、直接又は間接的に死亡、人身傷害、重大な物的損害又は環境被害が生じる可能性のある、フェイルセーフ機能が要求される危険な環境(核施設の運営、航空機の航行、通信システム、航空管制、直接的生命維持装置又は兵器システムを含みますが、これらに限られません。)における使用を目的として設計・製造され又はこれが意図されたものではありません。ライセンサー及びそのサプライヤーは、リスクの高い状況においてライセンスソフトウェアが使用された場合は、これについて責任を負いません。
9. **所有権** ライセンス製品は、ライセンシーに販売されるものではなく、ライセンスに基づき提供されるものです。ライセンス製品に対する権利は、本契約に明示的に定めるライセンスに限られるものとし、その他いずれの権利も、禁反言により暗示され又は付与されることはありません。ライセンサー(及びその関連会社)並びにそのライセンサー及び第三者サプライヤーは、ライセンス製品のコピー及びライセンス製品に起因して又はこれに関連して生じた全ての知的財産権を含む、ライセンス製品に対する全ての権利を所有し、これを留保するものとします。ライセンシーは、合理的努力を尽くして、ライセンス製品(その全てのコピーを含みます。)の権利侵害、不正流用、窃盗、誤用又は不正アクセスを防ぐものとします。ライセンシーは、ライセンス製品の権利侵害又は不正流用を覚知した場合には、これを直ちにライセンサーに通知し、ライセンサーがその知的財産権を行使するために提起した訴訟においては、ライセンサーの費用負担でこれに全面的に協力するものとします。
10. **第三者ソフトウェア及びコンポーネント** ライセンスソフトウェアは、本契約ではなく、第三者ライセンサーの条件に従い、ライセンシーが直接第三者ライセンサーからライセンスを受けた第三者ソフトウェアが付属しているか、又は当該ソフトウェアが必要となる場合があります。さらに、ライセンスソフトウェアの中には、第三者コンポーネント及びオープンソースソフトウェアが含まれることがあります。また、当該オープンソースソフトウェア及び第三者コンポーネントは、ライセンスソフトウェア媒体にロードすることができます。第三者コンポーネントは、本契約に基づきライセンシーにライセンスが付与され、オープンソースソフトウェアは、適用あるオープンソースライセンスに従いライセンスが付与されます。該当する限りにおいて、オープンソースソフトウェアに関する情報は、(i) 該当するライセンスソフトウェアが添付されたファイル、又は(ii) ドキュメンテーション若しくは ALA に記載されています。ライセンシーは、ライセンスソフトウェアを使用して又はその一部としてアクセスする場合を除き、第三者コンポーネントに直接アクセスしないものとします。第三者コンポーネントの第三者ライセンサー又はサプライヤーにより要求される限りにおいて、第三者ライセンサー又は

サプライヤーは、ライセンスソフトウェアの知的財産の保護及びその特定の使用の制限を必要とする本契約の対象第三者受益者であることに、ライセンシーは同意するものとします。

11. **米国政府エンドユーザーに対する通知** ライセンス製品は、連邦規則集第 48 章第 12.212 条又は第 48 章第 227.7202 条（場合に応じて）において使用される「商用コンピュータソフトウェア（Commercial Computer Software）」及び「商用コンピュータソフトウェアドキュメンテーション（Commercial Computer Software Documentation）」からなる、連邦規則集第 48 章第 2.101 条に定義する「市販品（Commercial Items）」とみなされます。これらの条項に従い、ライセンス製品のライセンスは、(i) もっぱら市販品として、(ii) もっぱら本契約に従い付与された権利とともに、米国政府エンドユーザーに付与されます。
12. **ライセンス料及び支払条件** ライセンシーは、請求書の日付から 30 日以内又は両当事者が書面で同意したその他の日に、ライセンス製品の適用ライセンス料を支払うことに同意するものとします。本ソフトウェアのライセンス料は、上記第 5 条に定める場合を除き、払い戻されることはなく、源泉徴収又はその他の控除を行うことなく支払われるものとします。ソフトウェアライセンス料には、適用ある運送料、売上税、使用税、付加価値税及びその他適用ある公租公課は含まれておらず、当該額は全額、ライセンシーが支払い又は払い戻すものとします。ライセンシーは未払額全額を月利 1.5%の複利による利息又は準拠法により認められる最高利率（当該利率の方が低い場合。）による利息を付して、未払額の徴収に関連する徴収手数料と共に支払う義務を負うものとします。
13. **監査** ライセンサー又は監査人（以下に定義します。）は、製品注文書に基づき発行されたライセンス、該当する ALA 及び本契約（Micro Focus ライセンスコンプライアンス宣言書（License Compliance Charter）（<http://supportline.microfocus.com/licensing/licVerification.aspx>）をご覧ください。また、ライセンシーの要求があった場合には、ライセンサーがこれを提供します。）のライセンシーによる遵守状況を確認することができます。ライセンシーは以下の各号に同意するものとします。
 - A. **記録** ライセンスソフトウェア向けの該当するライセンスオプション（該当するライセンスメトリック及びその他の条件を含みます。）に基づく、ライセンシーによる本契約の遵守状況を証明するに十分な記録を保持し、ライセンサーの要求に応じてこれを提供すること。これには、シリアル番号、ライセンスキー、ログ、位置、モデル（プロセッサの数量及び種類を含みます。）、また、ライセンスソフトウェアがインストールされ、当該ソフトウェアへのアクセスを行う全ての機器又はライセンスソフトウェアへのアクセスが可能な機器のシリアル番号、ライセンスソフトウェアにアクセスする又はアクセスできるユーザの名称/氏名（事業体を含みます。）及び数、メトリック、報告書、ライセンスソフトウェアのコピー（製品及びバージョンごと）、及びライセンシーによるライセンス製品並びに関連サポート・保守のライセンスの付与及び展開に係るネットワークアーキテクチャダイアグラムが含まれますが、これらに限られません。
 - B. **質問票** ライセンサーの要求を受けてから 7 日以内に、ライセンシーは、ライセンサー及びライセンサーが指名する独立監査人（以下「監査人」といいます。）に、ライセンサー又は監査人が提供する質問票に記入をし、これを、提供した情報が正確であることを証明する、ライセンシーの取締役が署名をした書面と共に提出するものとします。
 - C. **アクセス** ライセンサー又は監査人の代表者に必要な援助を行い、ライセンス、該当する ALA 及び本契約の遵守状況を把握するため、ライセンシーの通常の営業時間中に、ライセンシーのコンピュータ及び記録へのアクセス並びにこれらの検査及び監査を認め、当該監査に全面的に協力するものとします。

D. **違反** ライセンシーが、現在又は過去に、ライセンスソフトウェアを許可なくインストールし、使用し若しくはこれにアクセスし、又は本契約若しくは ALA に違反した場合（以下「本違反」といいます。）**、**ライセンサーが有する他の権利又は利用することのできる救済（差止救済を含みますが、これに限られません。）に影響を与えることなく、ライセンシーは、当該本違反の通知を受けてから 30 日以内に、十分なライセンス及び/又はサブスクリプション及び関連サポート・保守を購入し、当該追加ライセンスについて、ライセンサーのその時点（当該追加購入の日現在）において有効なライセンス定価及び 12 ヶ月間のサポート・保守費用、並びに本違反が生じたときから上記料金の支払いを行うまでの期間の、ライセンサーのその時点（当該追加購入の日現在）において有効な、当該追加ライセンスの有期ライセンス定価、サポート・保守費用及び利息（月利 1.5%の複利又は適用法により許容される最高利率のいずれか低い利率）を、未払利息と共に（請求書が本違反の発生時に発行されていない場合も含みます。）ライセンサーに支払い、本違反を是正するものとします。上述の目的のために、「定価」とは、購入量に基づく値引きその他の値引きのない、監査開始時において最新のライセンサーの標準価格表に記載の価格を意味するものとします。ライセンシーによる本違反により、5%以上のライセンス料の過少払いが生じたときもまた、ライセンシーは、他の未払額に加え、合理的な当該監査費用をライセンサーに支払うものとします。ライセンシーによる本違反に関する紛争が発生した場合、ライセンサーは、本契約の実施に伴い生じる合理的費用及び弁護士費用を、ライセンシーから徴収する権利を有するものとします。

14. **関連サービス** ライセンシーは、ライセンスソフトウェアを正しくインストール及び実行するために、適したハードウェア及びその他の第三者ソフトウェア（オペレーティングシステムを含みます。）を取得し、これをインストールする責任を負うものとします。ライセンシーがライセンサーを使用して、ライセンスソフトウェアに関するサービスを遂行する場合（例：インストール、実行、保守、コンサルティング又はトレーニングサービス）、両当事者は、ライセンサーの書面による別段の同意のある場合を除き、ライセンサーのその時点において有効な当該サービスの標準条件及び料金で、当該サービスを提供することに同意するものとします。

15. プライバシー及びライセンシーの情報の使用

A. **責任及び法令の遵守** ライセンシーは、自らが行うユーザデータ（個人を特定し得る情報及び個人の医療情報及び財務情報を含みますが、これらに限られません。）（以下総称して「**個人情報**」といいます。）の収集、処理、保管及び移転について、単独で全責任を負い、また、当該データが適切に使用される旨をユーザに通知することについても全責任を負うものとします。各当事者は、関連当事者によるライセンスソフトウェアの使用に適用される、データの収集及びプライバシーに関する全ての適用法令及び業界基準に基づく義務を遵守する責任を負うものとします。

ライセンシーは、ライセンサーに個人情報を提供し、自己のためにライセンサーにこれを処理させてはならないものとします。ただし、両当事者が、該当プライバシー条件を定めた該当取引文書において、別段の合意を行った場合はこの限りではありません。両当事者が、この特定の取引を行うために個人情報の処理が必要であることを合意した場合であって、(i) 当該個人情報の処理が、EU 一般データ保護規則 2016/679（以下「**GDPR**」といいます。）の対象となるときには、個人情報をライセンサーに提供する前に、ライセンシーがデータ管理者であり、ライセンサーがデータ処理者であることに両当事者は同意し、また、(ii) ライセンサーがライセンシーのために個人情報を処理するときには、当該処理は、当該取引文書に定めるべき標準契約条項を含む、GDPR 第 28 条に準拠する条件の適用を受けるものとします。

両当事者が、この取引のための業務提携契約を締結している場合を除き、ライセンサーは、保護された医療情報にアクセスしないものとします。ライセンシーは、もっぱら自らの責任において、ライセンス製品又は関連製品若しくはサービスが、ライセンシーに適用される業界要件に準拠している旨の評価を行うものとします。

- B. ライセンシーの情報の使用に対する同意 法により要求され又は許容される範囲内において、ライセンシーは、(i) 随時ライセンサーから、その製品を宣伝する情報を受領すること、(ii) ライセンサーの顧客リスト、販促資料及びプレスリリースにライセンシーの名称を使用すること、並びに(iii) 社内のセキュリティ及びライセンスの付与を目的として、ライセンスソフトウェアがインストールされているコンピュータシステム（例：製品のバージョン、シリアル番号）にかかる情報を収集し、これを使用することについて、明示的に同意するものとします。ライセンサーによる個人を特定し得るデータの処理にかかる情報の詳細については、<https://www.microfocus.com/about/legal/#privacy>（「Privacy Notice」のタブをクリックしてください。）から又はライセンシーの要求によりライセンサーから入手することができます。
- C. ライセンシーの情報のその他の使用 法により要求され又は許容される限度において、また、第 15A 条に定める条件にかかわらず、ライセンサーは、(i) 自らが遵守すべき法律上の義務を遵守するため、(ii) 本契約遂行の必要に応じて、並びに(iii) ライセンサーの正当な利益を目的として必要な場合に、ライセンシー及びそのユーザの個人を特定し得る情報を処理することができるものとします。ただし、個人を特定し得る情報の保護に必要なライセンシー又はそのユーザの利益、基本的権利及び自由が、当該利益に優先する場合は、この限りではありません。
16. ライセンシーの商標及びフィードバック ライセンサーは、販売及びマーケティングのオンライン資料及び印刷資料を含みますが、これらに限られず、事業開発及びマーケティングを目的としてライセンシーの名称及びロゴを使用することができるものとします。これら以外で、ライセンシーの名称若しくはロゴ、又はライセンシーによるライセンスソフトウェアの使用の内容を使用する場合は、ライセンシーの事前の同意を必要とします。ライセンシーは、その方法を問わず、随時提供されるライセンスソフトウェアに関するライセンシーからの変更及び機能強化の提案及びアイデア並びにその他のフィードバックの全て（以下総称して「フィードバック」といいます。）（当該フィードバックに対する全ての知的財産権を含みますが、これらに限られません。）を使用し、作成し、販売し、流通させ、実行し、翻案し、翻訳し、複製し、表示し、遂行し、変更し、二次的著作物を作成し及びその他これを利用するために複数人にわたるサブライセンスが可能な、永久の、取消不能の、非排他的、全世界的、無償のかつ全額払込済みのライセンスをライセンサーに付与するものとします。

17. 雑則

- A. 譲渡 ライセンサーは、本契約を、本契約上の権利又は義務（の全部又は一部）を含み、親会社又は関連会社に譲渡することができるものとします。ライセンシーは、本契約又は本契約上の権利又は義務のいずれかを、ライセンサーの事前の書面による同意なく、また、ライセンシーによる適用ある譲渡手数料を支払うことなく、合併、いずれかの事業体によるライセンシーの株式又は資産の全て若しくは実質的全ての買収、支配権の変更、法の運用その他の方法（ただし、これに限られません。）により譲渡又は移転することはできないものとします。本条に反して行おうとした譲渡は全て、無効とします。

- B. 準拠法 ライセンシーが北米に所在する場合、本契約及びこれに基づき付与されるライセンスは、カリフォルニア州法に準拠します。本契約当事者は、本契約、本契約上のライセンスソフトウェア又はALAに基づくライセンスオプションに基づき提起された訴訟については、カリフォルニア州の州裁判所及び連邦裁判所の専属的裁判管轄権に同意するものとします。各当事者は、対人管轄権又はフォーラム・ノン・コンビニエンス（不便な法廷地）に基づく異議申立てを含む、当該法廷地への異議申立てを行う権利を放棄します。両当事者は、法定地である州が採択した統一コンピュータ情報取引法（Uniform Computer Information Transaction Act）又はその後の変更（以下「UCITA」といいます。）は、本契約に適用されないことに同意するものとします。UCITA が適用される限度において、両当事者は、本契約に定める適用除外規定に従い、UCITA の適用を除外するものとします。ライセンシーがフランス、ドイツ又は日本に所在する場合、本契約は、ライセンシーが所在する国の法に準拠します。世界のその他の国又は地域においては、本契約は、イングランド法に準拠します。各場合とも、準拠法は、その国際私法及び国際物品販売契約に関する国際連合条約に関係なく適用されるものとします。北米の取引を除き、本契約、これに基づき付与されるライセンス及び本契約当事者は、上記の準拠法を決定する国の裁判所の専属的裁判管轄権に服するものとします。
- C. 輸出管理 本契約には、コンピュータソフトウェア及び技術の輸出又は再輸出に関する、米国（米国輸出管理規則（以下「EAR」といいます。）を含みますが、これに限られません。）、英国又は欧州連合の輸出管理関連法令及びその他の規制が適用されます。ライセンシーは、該当する場合には、EAR を含む、適用ある輸出管理関連法令及び規制の全てを遵守することに同意するものとします。
- D. 完全合意 適用ある製品注文書及び本契約（適用ある ALA を含みます。）は、ライセンス製品のライセンスにかかる両当事者間の完全かつ排他的な合意書をなし、相互にその他契約の変更契約を締結することなく、これらが締結される前の全ての提案事項、通信内容、購入注文書及び合意事項（その他契約を含みますが、これに限られません。）に優先するものとします。条件に齟齬があった場合には、「適用ある製品注文書」、「適用ある ALA」及び「その他全ての点については本契約」の優先順位に従いこれを解決するものとします。
- E. 変更 本契約の表明、補足、変更又は修正は、本契約両当事者（Micro Focus の販売代理店又は再販業者を除きます。）の正当な権限を有する代表者が署名をした書面による場合を除き、いずれの当事者についても拘束力を有しないものとします。
- F. 権利放棄 本契約に基づく権利放棄を有効に行うには、両当事者（ライセンサーの販売代理店又は再販業者を除きます。）の権限ある代表者が署名をした書面を必要とします。違反又は不履行により過去に生じた又は現在生じている権利を放棄しても、本契約に基づき今後生じる権利を放棄したものとみなされることはないものとします。
- G. 契約の可分性 本契約のいずれかの条項が無効又は執行不能の場合、当該条項は、その無効又は執行不能な部分を除外するために必要な範囲内において解釈され、制限され、変更され又は必要に応じて分離され、本契約の残存条項には影響は及ばないものとします。
- H. 依拠の不在 各当事者は、本契約を締結するにあたり、いずれの表明事項、合意事項、保証事項又はその他約束事項（本契約において繰り返し述べるものを除きます。）にも依拠していないこと、また、本第 17 条がなかったならば、利用することができたと思われる権利及び救済の全てを放棄したことを確認します。
- I. 反社会的勢力の排除 「反社会的勢力」とは、(i) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、およびその他上記に準ずる者、または、(ii) 自らもしくは第三者を用いて、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不

当な要求行為、脅迫的な言動を用いる行為、虚偽の風説を流布しもしくは偽計を用いて他方当事者の信用を毀損しもしくはその業務を妨害する行為、またはその他上記に準ずる行為を行う者を意味する。

各当事者は、自らが、(i) 反社会的勢力と関係を有している者（直接もしくは間接を問わない）、(ii) 反社会的勢力が実質的に経営に関与していると認められる関係を反社会的勢力と有している者、(iii) 反社会的勢力への依拠が認められる関係を反社会的勢力と有している者ではなく、(iv) 反社会的勢力への資金提供もしくはこれに準ずる行為により、反社会的勢力の維持もしくは運営に協力もしくは関与する者、または、(v) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと、またそのようにならないことを、表明し、保証する。

いずれかの当事者が第 17 条 I 項の表明および保証に違反した場合（以下「違反当事者」という）、他方当事者（以下「非違反当事者」という）は、通知を行うことなく本契約を解除の上、損害賠償を請求する権利を有するものとする。また違反当事者が非違反当事者に対して負うあらゆる義務の支払期限が到来するものとし、違反当事者は、当該義務を直ちに履行するものとする。